

公共施設等総合管理計画
個別施設計画

令和元年6月

伊達地方消防組合

目 次

・・・はじめに・・・

I 基本方針

第1部 公共施設等総合管理計画	1 - 1
第1章 公共施設計画の趣旨	1 - 1
1 計画策定の背景・目的	1 - 1
2 対象とする公共施設等の範囲	1 - 1
3 計画期間	1 - 1
第2章 公共施設の現状	1 - 2
1 施設等の保有数及び現状	1 - 2
2 施設の整備状況	1 - 3
第3章 消防組合の現状	1 - 5
1 管内人口の状況	1 - 5
2 財政の状況	1 - 6
(1) 歳入の推移	1 - 6
(2) 構成市町の分担金	1 - 6
(3) 歳出の推移	1 - 7
第4章 公共施設の維持管理・修繕等に係る経費の見込み	1 - 8
1 改修・更新費用の将来推計	1 - 8
第5章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	1 - 10
1 現状や課題に関する基本認識	1 - 10
(1) 消防サービスの視点	1 - 10
(2) 社会環境等の変化の視点	1 - 10
2 保全管理の考え方	1 - 11
3 管理の実施計画	1 - 12
(1) 点検・診断等の実施方針	1 - 12
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	1 - 12
(3) 安全確保の実施方針	1 - 12
(4) 耐震化等の実施方針	1 - 12
(5) 長寿命化の実施方針	1 - 12
(6) 統合や廃止の推進方針	1 - 12
4 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	1 - 13
5 フォローアップの実施方針	1 - 13

II 消防施設整備計画

第2部 個別施設計画	2-1
第1章 個別施設の整備方針	2-1
1 計画の位置付け	2-1
2 計画対象施設	2-1
3 計画期間	2-1
第2章 個別計画	2-2
1 消防庁舎	2-2
(1) 基本的な考え方	2-2
(2) 施設別計画	2-3
ア 消防本部・消防指令センター・中央消防署	2-3
イ 東分署	2-4
ウ 西分署	2-5
エ 南分署	2-6
オ 北分署	2-8
2 消防車両	2-9
(1) 基本的な考え方	2-9
(2) 施設別計画	2-10
ア 消防ポンプ自動車	2-10
イ 救急自動車	2-11
ウ 救助工作車	2-12
エ 広報連絡車等	2-13
オ はしご付消防自動車・小型動力ポンプ付水槽車	2-14
3 通信指令施設	2-15
(1) 基本的な考え方	2-15
(2) 施設別計画	2-15
(3) 消防救急デジタル無線設備の今後の更新予定	2-15
4 非常用電源	2-18
5 人員の配置	2-19
(1) 職員の定数について	2-19
(2) 人材育成・人員配置	2-20

《 はじめに・・・》

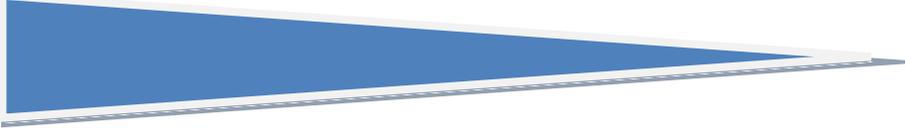
近年、全国の地方公共団体では、高度経済成長期に整備された公共施設等の老朽化に伴い、今後、これら施設の大規模改修や建て替え等の更新時期が一斉に到来するといった大きな課題が生じています。

この状況を鑑み、国から2014年4月（平成26年4月）に地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）を策定するよう要請を受けているところです。

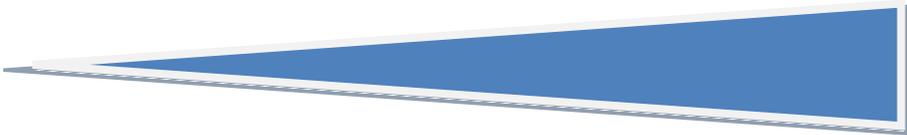
また、消防については、高度経済成長期とは別に、1964年（昭和39年）に、「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」が制定され、以降1971年（昭和46年）に全部改正されたことにより、すべての市に消防本部及び消防署の設置が義務づけられました。このため、多くの市町村において業務を開始すべく、この時期に消防庁舎を整備してきたところです。

これにより、同時期に当消防組合も発足し、現在、施設の大規模改修等の時期を迎えています。

今後、これらの課題に取り組むため、基本方針である公共施設等総合管理計画と、下位に位置付ける消防施設整備計画の個別施設計画を平行して進めながら、構成市町の財政負担が大きくなるよう計画的に進めていくものです。



公共施設等総合管理計画



基 本 方 針

第1部 公共施設等総合管理計画

第1章 公共施設計画の趣旨

1 計画策定の背景・目的

地方公共団体において、社会情勢の変化に伴い、厳しい財政状況が予想される場所ですが、公共施設等の老朽化対策は全国的に大きな問題となっています。

当消防組合の関係施設についても、改築・改修等の更新時期を迎えており、将来的に財政負担が大きくなるが見込まれています。

そのため、関係施設の全体の状況を把握し、長期的な視点で更新・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置を図るため、基本方針である公共施設等総合管理計画を策定することとしました。

2 対象とする公共施設等の範囲

公共施設等総合管理計画における施設等には、建物だけでなく道路などインフラ施設等を含みますが、当消防組合は消防事務のみを処理する一部事務組合のため、施設等として保有するのは消防施設のみとなっており、インフラ施設等は保有していません。

したがって、対象とする施設等は消防本部、中央消防署、分署等の建築物、または、無線基地局通信鉄塔等の工作物とします。

しかしながら、個別施設計画として計上するうえで、消防車両の位置付けが大きく影響することから、消防車両を含めた考慮が必要と考えております。

3 計画期間

本計画の計画期間は、2019年度（令和元年度）から2048年度（令和30年度）までの30年間とします。ただし、10年ごとに見直しを実施し、人口動態や社会環境など消防需要の変化へ柔軟に対応できるよう、計画期間内であっても必要に応じて適宜見直しを行なっていきます。

第2章 公共施設の現状

1 施設等の保有数及び現状

推計対象は、調査時点 2018 年 1 月（平成 30 年 1 月末）で消防組合が所有する施設のうち、延床面積が概ね 70 m²以上の建築物又は無線基地局鉄塔等の工作物とし、70 m²未満の車庫兼資材庫、車庫及び屋内貯蔵所については、庁舎付随建築物とし延べ面積に合算しました。

その結果、次の（1）から（6）に掲げる表のとおり、消防庁舎 5 施設、訓練塔 2 施設、車庫兼資材庫 1 施設、通信鉄塔 4 施設の合計 12 施設となっています。

（1）消防本部・消防指令センター・中央消防署

所在地 伊達市保原町大泉字大地内 93 番地 1					
敷地面積 5,864 m ²					
棟番号	棟名称	構造	延床面積 (m ²)	竣工年月	耐震基準
1	消防本部・消防指令センター・ 中央消防署	鉄筋コンクリート一部鉄骨造 2階建一部地下1階	1,979.07	2016.3 (H28.3)	新
2	高所訓練塔	鉄筋コンクリート造5階建	245.0	1981.2 (S56.2)	旧
3	耐熱耐煙訓練塔兼補助塔	鉄筋コンクリート造2階建	495.5	1981.2 (S56.2)	旧

（2）東分署

所在地 伊達市霊山町下小国字畑尻 45 番地 3					
敷地面積 1,988 m ²					
棟番号	棟名称	構造	延床面積 (m ²)	竣工年月	耐震基準
1	東分署	鉄筋コンクリート造2階建	377.71	1972.3 (S47.3)	旧

（3）西分署

所在地 伊達郡桑折町大字上郡字楽 5 番地					
敷地面積 2,005 m ²					
棟番号	棟名称	構造	延床面積 (m ²)	竣工年月	耐震基準
1	西分署	鉄筋コンクリート造2階建	570.92	1973.3 (S48.3)	旧

(4) 南分署

所在地 伊達郡川俣町字五百田 31 番地 敷地面積 1,441 m ²					
棟番号	棟名称	構造	延床面積 (m ²)	竣工年月	耐震基準
1	南分署	鉄骨ブロック造2階建	465.23	1969.10 (S44.10)	旧
2	南分署車庫兼資材庫	鉄骨造平屋建プレハブ	70.78	2014.11 (H26.11)	新

(5) 北分署

所在地 伊達市梁川町希望ヶ丘 97 番地 1 敷地面積 2,113 m ²					
棟番号	棟名称	構造	延床面積 (m ²)	竣工年月	耐震基準
1	北分署	鉄筋コンクリート造一部鉄骨 造2階建	560.59	2003.3 (H15.3)	新

(6) 無線基地局等工作物

番号	名称	構造	高さ (m)	竣工 年月	所在地
1	消防本部基地局通信鉄塔	組立鋼管柱	25.0	2014.1 (H26.1)	伊達市保原町大泉字大地内 93 番地 1
2	屏風山基地局通信鉄塔	トラス式	14.9	2014.1 (H26.1)	伊達市月舘町御代田字屏風岩 14 番地 1
3	東福沢基地局通信鉄塔	トラス式	20.0	2014.1 (H26.1)	伊達郡川俣町大字東福沢字梅ノ木平 16 番地 3
4	山木屋基地局通信鉄塔	組立鋼管柱 2 本	14.8	2014.1 (H26.1)	伊達郡川俣町山木屋字小塚山 9 番地 6

2 施設の整備状況

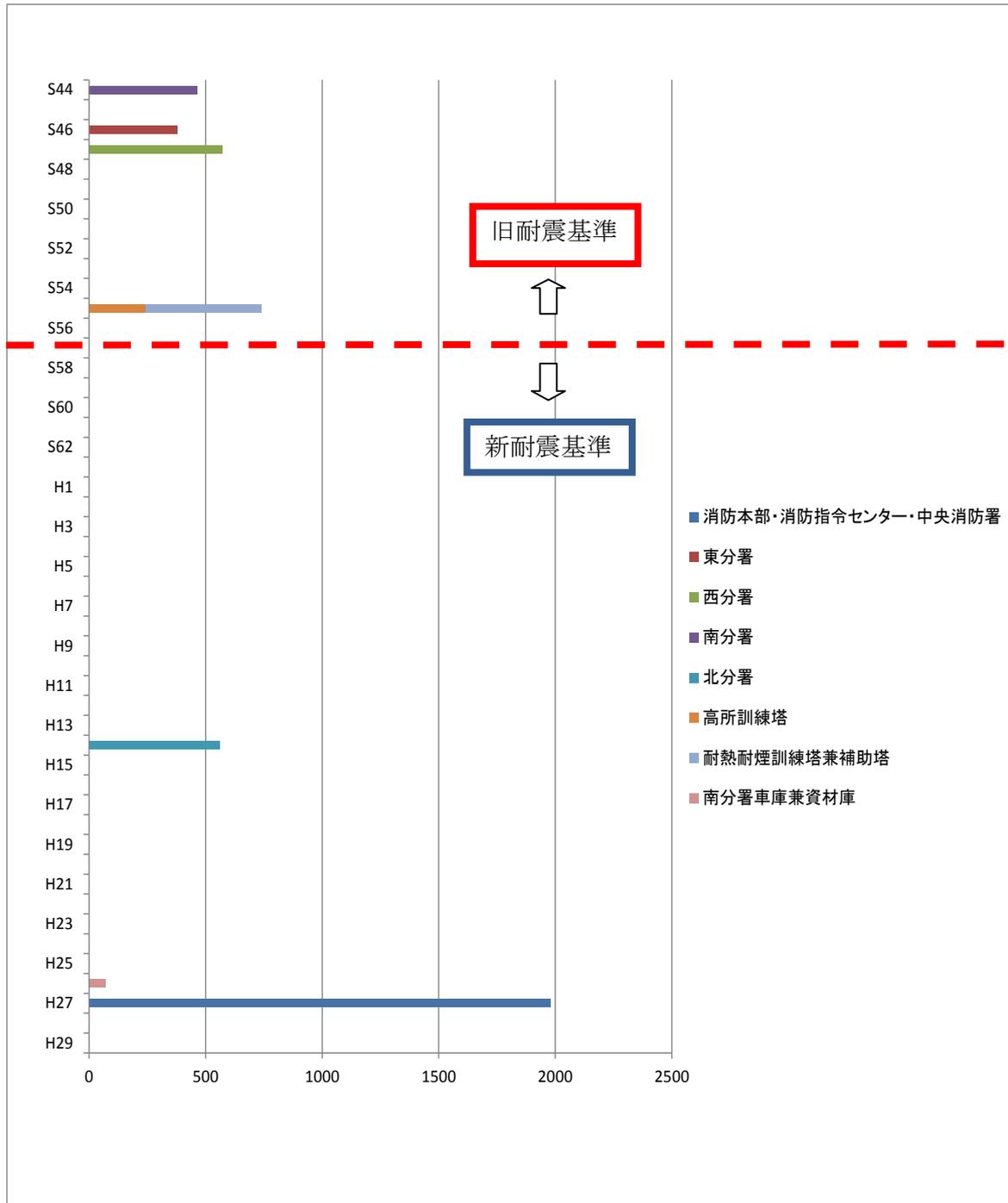
延床面積の建築年度区分ごとの全体の構成比をみると、旧耐震基準による 1981 年（昭和 56 年）以前の建物は、高所訓練塔、耐熱耐煙訓練塔兼補助塔、東分署、西分署及び南分署の 5 施設があります。

建築後の経過年数を面積率でみると、築 20 年未満の公共施設は 2,610 m²（55%）であり、一方、築 30 年以上の公共施設も同様に 2,154 m²（45%）となり、今後、計画的な建て替えを検討する必要があります。

(平成 30 年 1 月末現在)

施設別・年度別整備延床面積

(単位：㎡)



1981 年（昭和 56 年 6 月）を境に旧耐震基準と新耐震基準により建築された建物に区分されます。

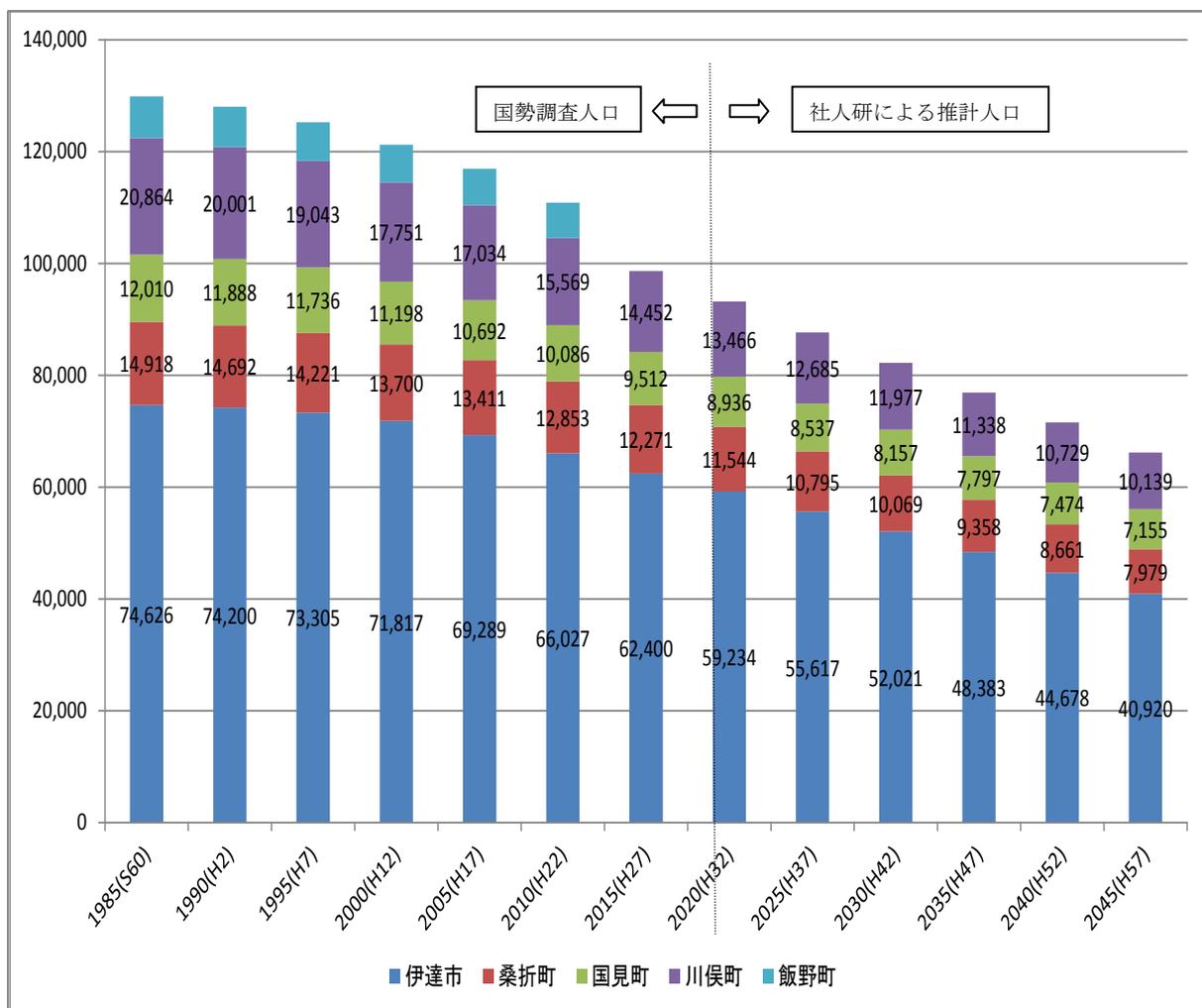
第3章 消防組合の現状

1 管内人口の状況

当消防組合の管内の総人口は、1985年（昭和60年）の122,418人をピークとして年々減少し、2045年（令和27年）には66,193人程度まで減少することが推計されます。また、併せて少子高齢化も進行することが予想されます。

管内の人口の推移

（単位：人）



※構成市・町の人口ビジョン及び総合戦略より引用



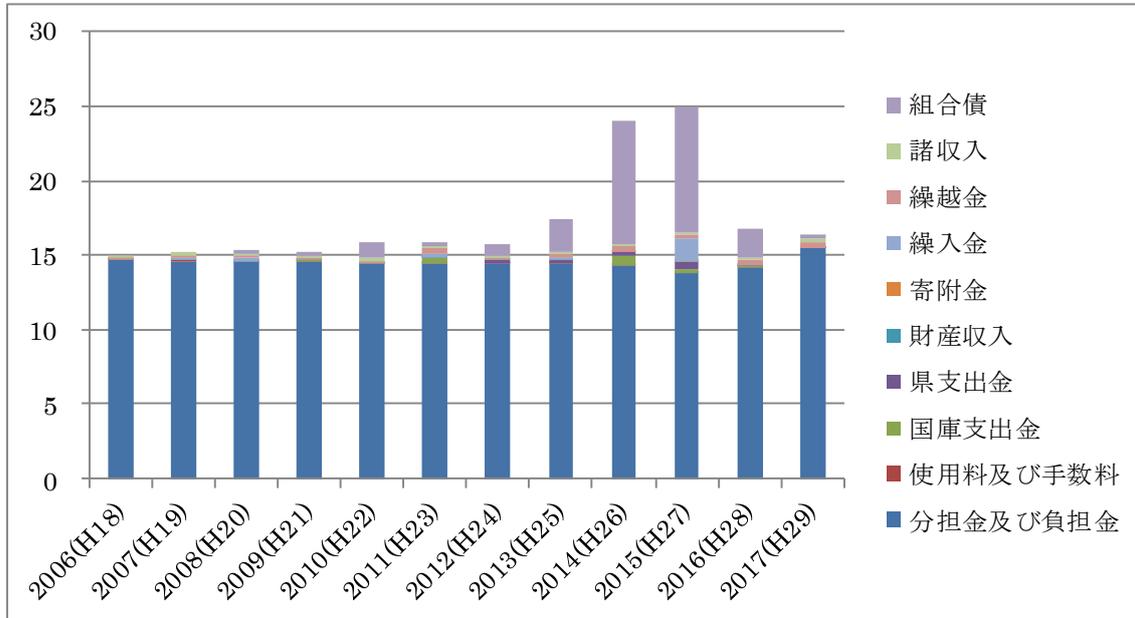
2 財政の状況

(1) 歳入の推移

2006年度（平成18年度）から2016年度（平成28年度）までの普通会計決算の推移は、以下のとおりです。

歳入の推移

(単位：億円)

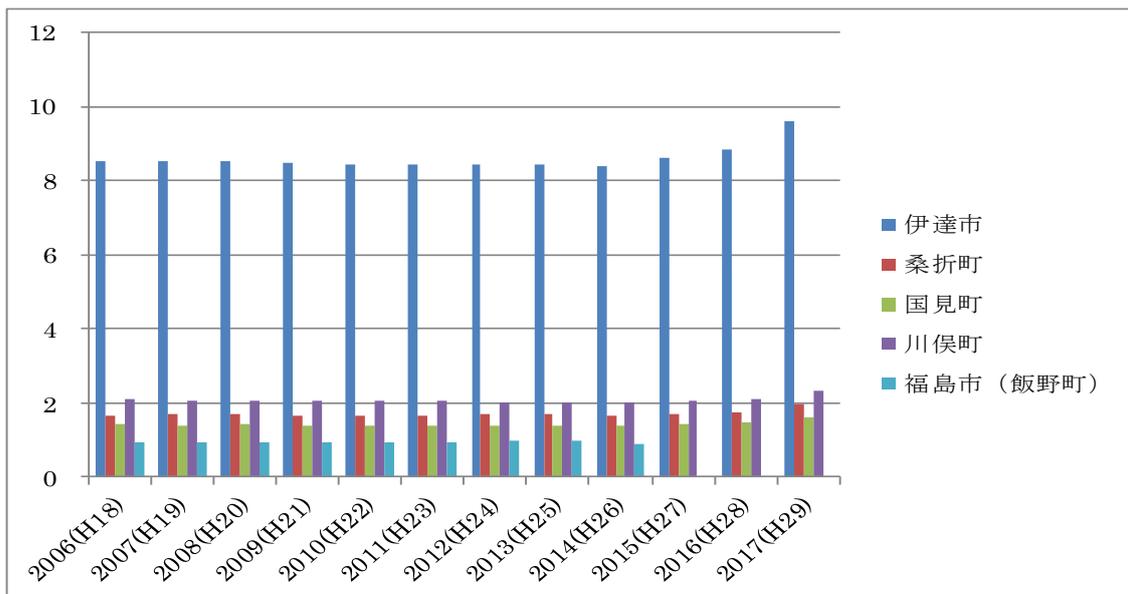


(2) 構成市町の分担金

構成市町の分担金及び負担金額については以下のとおりです。

構成市町の分担金

(単位：億円)

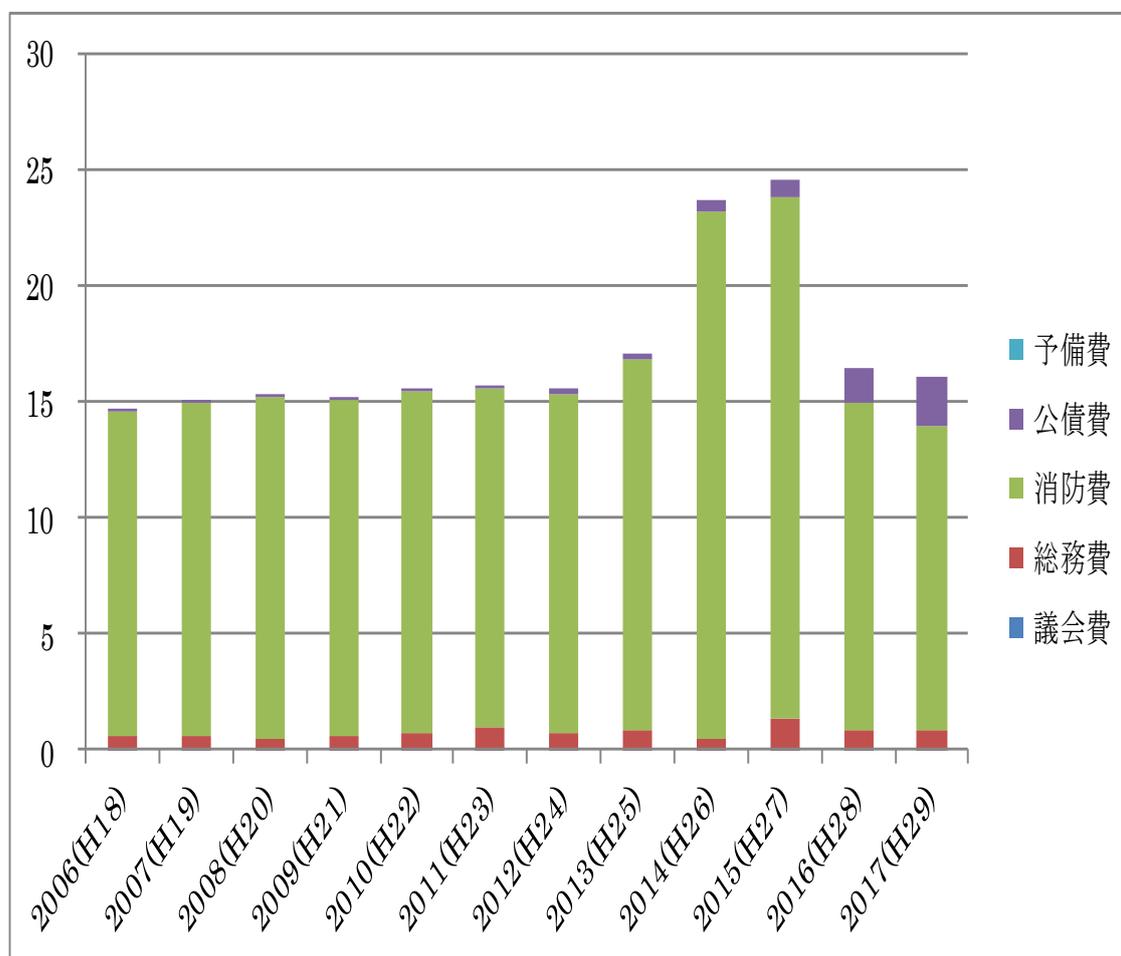


(3) 歳出の推移

一方、歳出を見ると次のとおりです。

歳出の推移

(単位：億円)



当消防組合の運営に係る経費は、主として構成市町から納入される分担金でまかなわれています。

現在、消防本部・中央消防署・消防指令センター建設及び消防救急デジタル無線指令システム工事にかかる起債の償還開始に伴い、公債費が大きく計上されていますが、今後、財政の健全化を図るとともに、加えて、2014年度（平成26年度）から生産年齢人口の減少、高齢化の進展に伴う一方、扶助費の増加が見込まれるなど、より厳しい財政状況になっていくことが予想されます。構成市町についても、同様の状況となることから、分担金の平準化に努めるとともに、負担を必要最小限に努める必要があります。

また、個別施設計画時には、補助制度及び地方交付税措置の活用事業を進め、構成市町の負担にならないよう併せて努める必要があると考えております。

第4章 公共施設の維持管理・修繕等に係る経費の見込み

1 改修・更新費用の将来推計

改修・更新費用の試算にあたっては、公共施設等を現状のまま保有し続けた場合に必要な費用を、直近に行なった庁舎建設工事及び大規模改修工事等の実績に基づき算出しました。

そこで、施設更新の考え方については次のとおりとなります。

当消防組合の施設については、更新パターンを「当初時点から未実施の更新」・「築後20年経過に伴う大規模改修」・「建替え」の3つに分けています。

☆ 『当初時点から未実施の更新』とは・・・

本計画策定時において、大規模改修や耐震補強工事が必要であるにも関わらず、それらを実施していない施設については、2025年度（令和7年度）までに、大規模改修・建替えを順次実施するものとして計上しています。

☆ 『築後20年経過に伴う大規模改修』とは・・・

計画期間内に順次、築後20年を迎える施設で、築後20年経過年度に必要な改修工事（屋上シート防水工事、外壁塗装工事、空調設備取替工事、太陽光発電設備取替工事等）を行うものとして計上しています。

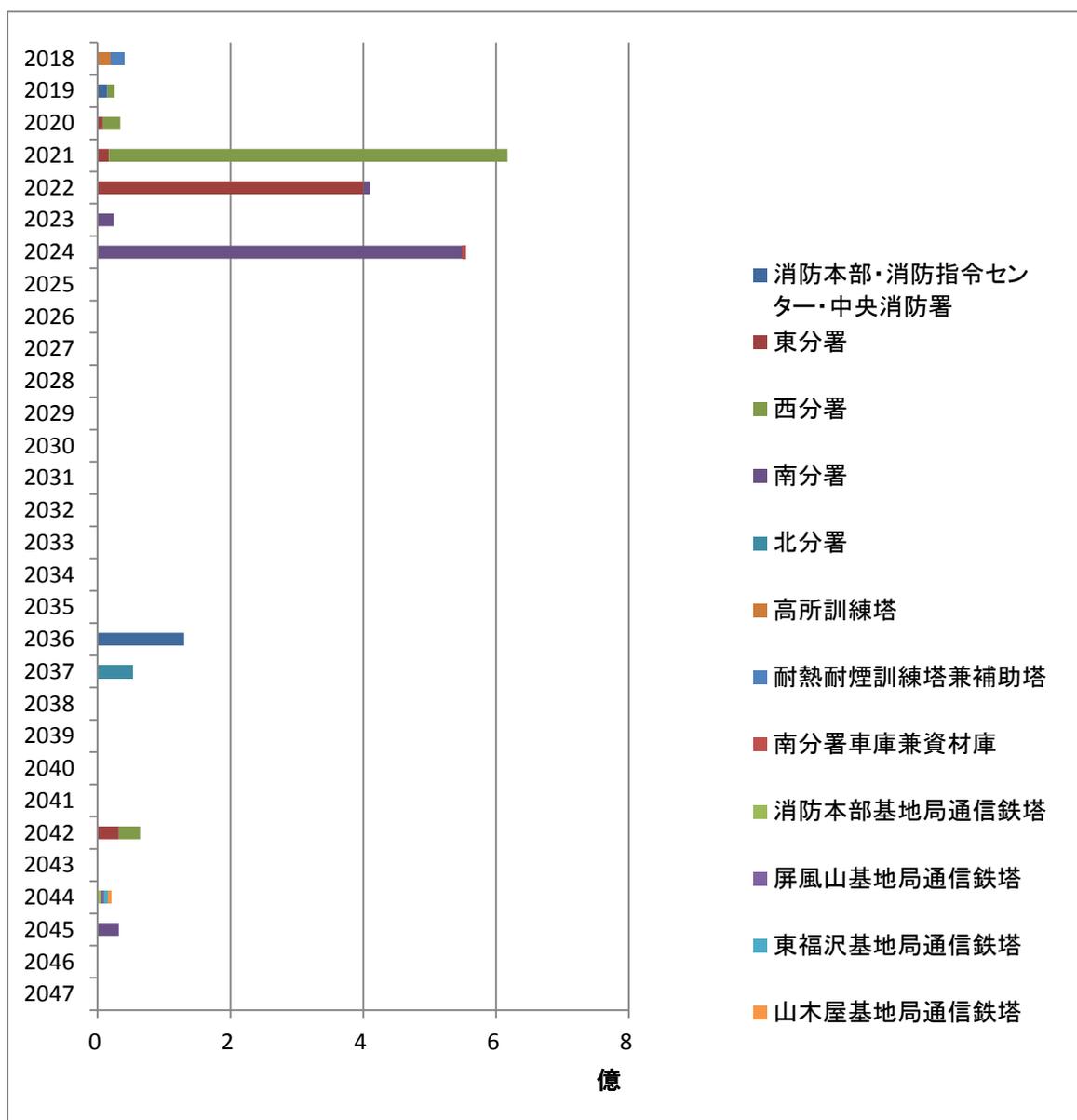
☆ 『建替え』とは・・・

施設の耐用年数をRC造及びS造を60年と設定し、それを経過した施設を建替えるものとして計画していきます。



今後必要となる改修・更新費

(単位：億円)



2018年度（平成30年度）～2047年度（令和29年度）の更新費用は、総額約20億円が必要となり、1年当たりの平均費用は、約6,600万円となります。

そのうち2019年度（令和元年度）から2025年度（令和7年度）の7年間で、西分署、東分署、南分署の建設工事を計画に組み込んだため、その間1年当たりの平均費用は、約2億円となり構成市町の負担が一時的に高まりますが、公債費の状況を見極め、消防施設整備が重ならないよう極力平準化となるよう計画していきます。

第5章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 消防サービスの視点

火災の鎮圧、救急・救助等の消防活動においては、部隊の現場到着時間がその成否を決めると言われています。そのため、消防施設の配置は最も大きな位置付けと考えます。

したがって、人的、消防施設及び消防資機材の限られた中で、消防が地域住民からの安心安全に応えるためには、地域の変化・実情に合わせて、適正な配置と、その消防力を効率よく稼働させることが重要となります。

現在の消防署（分署）数は5施設からなります。管内の環境変化として、相馬・福島道路全線開通に向け、相馬・霊山道路の霊山インターチェンジまでの部分開通となり、2020年度（令和2年度）には東北自動車道までの全線開通（予定）や、国道4号線の4車線化（桑折町から国見町間）が取上げられます。また、地域の実情の部分では、先に述べたように当消防組合管内の人口減少により、財政状況の見極めが非常に重要な時期となります。

そのような中で、東分署、西分署、南分署の庁舎建替えに併せ、適正な車両配置と人員について、将来を見据えた検討が必要であることが見えています。

これらのことは、直接住民サービスに大きな影響を与えることと考えられますので、慎重に検討し、サービスの低下とならないよう進めていく事となります。

(2) 社会環境等の変化の視点

これまで当消防組合管内においては、構成市町に常備消防体制を整備することを重視し、各地域に消防署（分署）を配置してきました。

今後、当消防組合が保有する5つの消防署（分署）のうち、3施設を2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）にかけて建て替える計画を進めているところです。以降、既存施設含め、20年を経過する頃（2036年から2042年・令和18年から令和24年）に大規模改修の時期を迎え、更に30年後にはこれらの消防施設が集中して耐用年数を迎えることから、これに対応した計画的な維持管理、再編の検討が必要となります。

一方で、約40年前の経済成長を前提とした社会から、現在は人口減少・少子高齢化社会へと転換し、経済・社会情勢が変貌を遂げる中、消防業務においては、救急需要の増加をはじめ、従来社会が経験してこなかった大規模災害や特殊災害が発生するなど、大きく変化してきています。

当消防組合では、このような消防環境の変化を踏まえ、増加傾向にある救急需要に対応しつつ、大規模化・複雑化する災害にも効果的に対処していく方策を検討してきたところです。

今後の消防施設整備は、住民の生命と財産の保護に直結する消防機能については、地域全体を守備できるよう適正に分散配置していくとともに、また、大規模災害等に対応する専門部隊や必要となる高度資機材については、組織的対応力を強化できるよう集中配置を基本として、消防力の低下とならないよう努めます。

2 保安全管理の考え方

消防施設の突発的な使用障害や修繕は、住民サービスの機能停止に直結することから、重大な障害のリスクは事前に取り除いておかなければなりません。そのためには、対症療法的な事後保全から予防保全へ移行し、耐用年数等により劣化の状況を予測し、適切な時期に更新や修繕を行うなど、障害の発生前に対処し、施設の機能を常に正常な状態に維持していく必要があります。

このような「予防保全」を推進し、トータルコスト（将来の財政負担）の縮減にも努めながら、住民サービスをいかなるときでも確実に提供できるよう取り組んでいきます。

【計画的な予防保全とする建物の部位】

- ・屋根
- ・外壁（タイル・鋼製パネル・シーリング等）
- ・外部建具（オーバースライドドア）

建築物の躯体コンクリートや外壁は、雨水を防ぐことができないため、屋上防水層や屋根葺材等により水の浸入を防いでいますが、防水層等の寿命は、構造躯体の寿命に比べ短く、経年劣化により防水効果が低下し、漏水すると構造躯体の劣化や損傷を招きます。構造躯体の改修が必要となった場合は、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮することができないばかりでなく、外部足場が必要になるなど工事の長期化や改修費用の増加を招きやすいことから、計画的な予防保全を実施すべきであると考えます。

外壁は防水層と同様、構造躯体に比べ寿命が短く、経年劣化により仕上げ材であるタイルのひび割れ・浮き、金属パネルの発錆、目地部のシーリング劣化などが発生し、ここから雨水等が侵入した場合は、躯体の劣化や室内仕上げ材及び設備機器の損傷を引き起こします。

また、仕上げ材を含めた外壁の落下による危険性を排除する観点からも、計画的な予防保全を実施することの計画を組み込みました。



3 管理の実施計画

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・診断等の実施にあたっては、劣化診断を実施し、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握するとともに、評価を行い、施設ごとの保全の優先度を判断します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

将来必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できるものは統合するなど効率的に消防サービスを提供していきます。

消防施設の計画的な点検や適正配置の観点を踏まえ、今後の運用効果改善に有効な消防施設を優先していきます。

また、当初の用途、性能及び機能を維持するための回復を図る「維持保全」だけを行うのではなく、時代の変化に対応するため、建築物の使用状況や社会通念に合わせた用途変更、機能改良を図る「改良保全」についても考慮します。

これらの維持管理・修繕・更新等の履歴については、集積・蓄積し老朽化対策等に活用していきます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により消防施設に高度の危険性が認められた場合や、老朽化等により供用廃止され、かつ、今後とも利用見込みのない消防施設については、供用廃止以後すみやかに解体・撤去するなど、危険性を適切に除去して施設周辺の安全性を確保します。

(4) 耐震化等の実施方針

当消防組合の保有する施設はすべて消防施設であり、施設の耐震化等においては、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有することが基本となります。

当消防組合においては、公共施設として耐震化未実施の施設が残っていますが、早急に対応し、さらに、今後の施設の管理に当たっても、「災害応急対策の拠点としての機能維持」を重点的に考慮していくこととします。

(5) 長寿命化の実施方針

適正配置により組合管内全体の消防力の向上や運用効果の改善につながる施設については、その効果を早期に発現させられるよう、目標耐用年数を経過していなくても整備を考慮することとします。それ以外の施設については、長寿命化を図り既存のストックを有効に活用しながら、建設時期の平準化を図ることとします。

(6) 統合や廃止の推進方針

住民の生命、身体及び財産を保護するという消防の目的を踏まえると、消防施設の廃止については特に慎重に判断する必要があります。統合については、消防需要や老朽化等の状況を踏まえ、組合構成市町の関係施設との複合化を視野に入れながら、地域の消防機能の維持・向上を図ります。

4 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

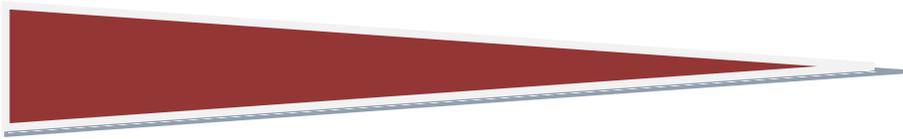
総合的かつ計画的な管理を実現するための取り組みは、消防本部総務課・警防課を中心に全庁的に行います。消防施設の点検管理について、必要に応じて職員研修を行うなど、今後の消防施設の総合的な保全管理の取り組みを進めていきます。

また、当消防組合は市町の消防事務のみを共同処理する一部事務組合であり、建築技術者等の専門的な人材の採用及び育成には限界があることから、必要な工事の実施に当たっては、構成市町の指導と協力等の支援を受け、外部機関の専門性の高い人材を積極的に活用して対応していきます。

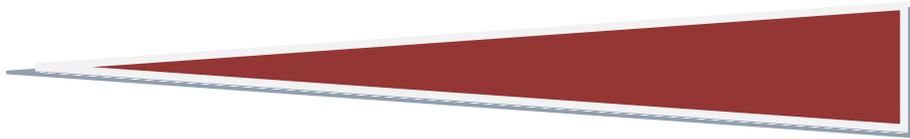
5 フォローアップの実施方針

消防本部総務課・警防課は、他課及び署所と連携しながら本計画の確実な実行に向け進捗管理を行い、必要に応じて議会や住民への情報提供等を行うこととします。

進捗管理に当たっては、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用して継続的な取り組みを行うとともに、PDCAサイクルによる評価や消防環境の変化に応じて、適宜検証を実施し、本計画の5年ごとの見直しに反映していきます。



個別施設計画



消防施設整備計画

第2部 個別施設計画

第1章 個別施設の整備方針

1 計画の位置付け

本計画は、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などの取り組みにあたり、基本的な第1部の基本方針である「公共施設等総合管理計画」を踏まえ、さらに一步踏み込んだ具体的な施設の整備方針を示すものであります。

国のインフラ長寿命化基本計画においては、公共施設等総合管理計画の下位に位置づけられる「個別施設計画」に相当するものです。

2 計画対象施設

「公共施設等総合管理計画」では、消防署（分署）を対象としましたが、消防サービスを提供する上では、消防署（分署）、消防車両、装備資機材、消防職員等が密接に関わっています。

本計画は、「公共施設等総合管理計画」の下位に位置づけられる計画ではありますが、消防力整備の具体的な計画でもあることを踏まえると、対象施設を拡大し、消防施設全般とすることが合理的であると考えられます。そこで、本計画の対象とする施設は、「公共施設等総合管理計画」で記載した施設に、消防車両、装備資機材、通信指令施設、及び消防職員の配置等を加え、消防施設計画である「個別施設計画」と致しました。

【計画対象施設】

- ・消防署（分署）：消防本部及び消防署（分署）の庁舎、訓練施設
車庫兼資材庫
- ・消防車両：消防ポンプ自動車（水槽付を含む。）、はしご付消防自動車
化学消防ポンプ自動車、救助工作車、高規格救急自動車、指揮車
広報連絡車及び特殊車両等
- ・通信指令施設：高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線設備

【付随】

- ・職員の配置：署所の配置、車両により適正化を図る

3 計画期間

第1部の基本方針である「公共施設等総合管理計画」と同様に、2019年度（令和元年度）から2048年度（令和30年度）までの30年間とします。

ただし、車両にあつては5年ごとに見直しを実施、10年ごとに計画の確認をするとともに、人口動態や社会環境など消防需要の変化へ柔軟に対応できるよう、計画期間内であっても必要に応じて適宜見直しを行なっていくものとします。

第2章 個別計画

1 消防庁舎

(1) 基本的な考え方

当消防組合の既存建物の目標耐用年数については、通常行政施設の鉄筋コンクリート造、重量鉄骨造については60年を基本としますが、業務上24時間常時稼働しているため、各種設備等の使用頻度を考慮し予防保全を徹底するものとします。

しかし、第1部第3章により、財政の推移は非常に厳しい状況となりますが、当消防組合が保有する全ての施設更新は、慎重に且つ計画的に整備していかなければなりません。

また、耐用年数経過後に一律更新という考え方は現実的ではないことから、社会情勢を的確に捉え、構成市町に対する財政負担の軽減及び平準化を図りながら、施設の長寿命化を基本に、消防需要を見極めながら、最も効果的な方法で施設の整備等を検討していく必要があります。

これらのことから、今後の消防署等の改修・整備に当たっては、社会情勢による人口の減少、災害の発生状況や道路情勢等の変化を考慮し、以下の4項目を基本的な考え方とします。

【消防本部・消防指令センター・中央消防署（分署）整備に当たっての基本的な考え方】

- ① 管内全体の消防力の向上や運用効果の改善につながる施設については、適正配置や規模により、その効果を早期に発現させられるよう、目標耐用年数を経過していなくても整備を考慮することとします。
- ② それ以外の施設については、目標耐用年数から最大10年間程度の長寿命化を行い、既存のストックを有効に活用しながら、建設時期の平準化を図ることとします。
- ③ 施設の改修計画にあつては、移転を要する場合、消防力の整備指針及び地域の実情にあつた位置を選定するとともに、訓練施設及び大規模災害発生時における受援体制や消防防災ヘリ・ドクターヘリの場外離着陸場等を、可能な限り考慮し選定するものとします。したがって、防災の拠点として、構成市町住民に対する説明を要するものと考えられます。
- ④ 女性消防吏員が活躍できる場を確保するため、仮眠室・浴室等の女性専用エリアを設け、男性・女性消防吏員共にプライバシーの保護を確立し、交替制勤務を基本とした24時間勤務を可能とすることとします。更に、LGBT対策や、障害者雇用対策としてのバリアフリー化にも着目し、整備に当たっていくものとしたします。

上記の考え方を基本として、施設の新築・改築や除却、大規模改修について対象となる消防署所の整備時期について検討していくものとします。

* 署所担当面積（消防力の整備指針）を考慮し、東分署及び北分署にあつては、火災出動時等、1隊先行体制による出動とする。

* 救急隊数にあつては、出動件数増加に加え、南分署の医療機関との距離など地域的な部分を考慮すると共に、東分署・北分署の火災出動時等の1隊先行体制となることから、中央消防署・西分署・南分署に救急隊2隊を配置し対応する。したがって、1隊増隊の合計8隊運用体制とする。

* 1隊先行体制となることから、今後の個別施設計画に東分署・北分署に消防ポンプ自動車1台と高規格救急自動車の配置となることから、車両積載の小型動力ポンプ等の再検証を実施し、狭隘な地域や林野火災に対応できる整備をする。

(2) 施設別計画

ア 消防本部・消防指令センター・中央消防署

所在地：伊達市保原町大泉字大地内 93 番地 1

建築年：2016 年 3 月（平成 28 年 3 月）

延床面積：1979.07 m²

構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

整備指針： 消防本部及び中央消防署庁舎については、消防指令センターを併設する防災拠点施設としての機能を備え 2016 年 3 月（平成 28 年 3 月）に竣工しました。今後は、屋上アスファルト防水、外壁塗装、空調設備、太陽光発電設備の改修や取替えを 20 年ごとに計画に組み込み、耐用年数 60 年（2076 年・令和 58 年）まで維持管理し、長寿命化を進めます。

配置車両 中央消防署配置車両

指揮兼照明車・はしご付消防自動車・救助工作車・広報連絡車

水槽付消防ポンプ自動車・消防ポンプ自動車(2 台)・高規格救急自動車(2 台)

資機材搬送車・（必要当務人員 13 名・令和 7 年度以降 14 名計画）



施設においては、消防指令センターの部分更新時期を 7 年・10 年と迎え、その後、本更新となるため、計画的に維持管理に努めなければなりません。特に、それらの整備には、財政面に大きな影響を与えることから、特に本更新時には社会情勢を踏まえ、住民サービスの低下とならないよう、施設の規模等を再検討し慎重に整備する必要があります。

また、車両以外にも消防機器の中で、消防ポンプ自動車に代用できる小型動力ポンプの位置付けを検証し、大規模林野火災や狭隘地区に対応できるよう整備していく必要があります。

以上の点を踏まえ、将来的に消防の広域化や消防指令センターの連携・協力による共同運用を見据え、更新時期や社会情勢と照らし合わせながら、慎重に検討する時期が来ると考えています。

イ 東分署

所在地：伊達市霊山町下小国字畑尻 45 番地 3

建築年：1972 年 3 月（昭和 47 年 3 月）

延床面積：377.71 m²

構造：鉄筋コンクリート造 2 階建

整備指針：東分署については、消防組合発足時に建築したもので、耐震補強対象の施設となります。しかし、手狭なうえ老朽化も進み、修繕を施しながら使用している状況です。また、新型消防車両の大型化が進み、車庫高が不足しているため、新型消防車両への更新が厳しい状況となっています。

今後、耐震化、若しくは改修を含めた庁舎建設計画を 2022 年度(令和 4 年度)の個別施設計画に盛り込み、署所間の調整をしていくものとなります。

配置車両 水槽付消防ポンプ自動車・消防ポンプ自動車・高規格救急自動車
広報連絡車 (必要当務人員 4 名)



東北中央自動車道（相馬・福島道路）の全線開通を目前にし、現在は、霊山インターチェンジまでの一部開通など、地域の基幹となる主要道路が整備され、社会情勢が大きく変化することが推測されます。

また、大規模災害発生時に対応するため、霊山インターチェンジには、防災ステーションが隣接し、災害に強い地域づくりを目指し、東分署が初動体制の基幹として位置づけていくものと考えております。

この施設についても、社会情勢に照らし合せ、5 年毎に検証し、住民サービスの低下を招かぬよう、柔軟に対応できる施設整備が望まれます。

したがって、庁舎建設計画に合わせ、車両・装備資機材及び人員の適正な配置計画を策定することといたします。

ウ 西分署

現在位置：伊達郡桑折町大字上郡字楽 5 番地

建築年：1973 年 3 月（昭和 48 年 3 月）

延床面積：570.92 m²

構造：鉄筋コンクリート造 2 階建

整備指針：西分署については、消防組合発足時に建築したもので、耐震補強対象の施設であり、手狭なうえ老朽化も進み、修繕を施しながら使用している状況です。特に、ここ数年は、シート防水を施しても、雨漏りの改修が困難な状態となっていることから、早急に、庁舎建設計画を 2021 年度（令和 3 年度）の個別施設計画により進めています。

配置車両 化学消防ポンプ自動車・消防ポンプ自動車(2 台)・高規格救急自動車(2 台)
広報連絡車（必要当務人員 8 名・令和 4 年度以降 10 名計画）



桑折町、国見町及び旧伊達町を管轄とする災害対応、及び特に救急需要の非常に多い署所となっております。

今後は、東北中央自動車道（相馬・福島道路）の全線開通に伴い、基幹道路である国道 4 号線の 4 車線化や、新たな桑折 JCT(桑折町松原)と 4 号線に IC(伊達市岡沼地内)の計画、それに伴い、流通拠点の整備、大型ショッピングセンター建設予定など、今後は大きく社会情勢の変化が見込まれる署所となります。この様な地域となることから、住民サービスを低下させないためにも、慎重に庁舎建設計画を策定することが必要となります。

また、消防車両 6 台を稼働させるためには、今後、南分署と同様、基幹分署として位置付けをしつつ、車両と人員の配置を再検討すると共に、庁舎建設計画を進めていくものとします。

エ 南分署

現在位置：伊達郡川俣町字五百田 31 番地

建築年：1969年10月（昭和44年10月）

延床面積：465.23 m²

構造：鉄骨ブロック造2階建

整備指針：南分署については、消防組合の庁舎の中で最も古く、町消防団常備部で使用していたものを増改築し管理しているところです。耐震補強対象の施設であり、車両の大型化により手狭なうえ老朽化も進み、屋上シート防水工事を施すなど、頻繁に改修修繕を要しています。

今後も、耐震化、又は移転も含めた庁舎建設計画を2024年度（令和6年度）の個別施設計画の中に盛り込み、署所間の調整をしていくものとなります。

配置車両 水槽付消防ポンプ自動車・消防ポンプ自動車・高規格救急自動車（2台）
小型動力ポンプ付水槽車・広報連絡車
（必要当務人員8名・令和7年度以降10名計画）



南分署管内の川俣町山木屋地区が、東京電力福島原子力発電所の事故により避難指示区域の指定を受け、それにより、住民が町内外を問わず一時避難を余儀なくされました。住民不在による自主防災組織の存続や消防団の活動も困難となり防災に対する体制が損なわれているのが現状です。

このような期間に消防力を低下させないためにも、消防水利の確保を目的とした10t積載の小型動力ポンプ付水槽車及び車庫兼資機材庫を、原子力避難指示区域消防活動交付金を受け配置整備したところであります。

平成29年3月をもって避難指示区域は解除となりましたが、復旧復興には引き続き時間を要するところであります。今後も区域内の消火活動は極めて困難となることが予想されますので、引続き出動体制を強化し、小型動力ポンプ付水槽車を災害対応として位置付け、被害を最小限に抑える体制といたします。

今後は、社会状況に合わせた消防車両5台を含めた資機材の整備、更には人員の配置の再検討を盛り込んでいくものとします。

また、他の市町村と同様、少子高齢化と核家族化が急速に進行している一方、集落機能を失った地区に高齢者が居住し、孤立化が急速に進んでいるところがあります。

しかし、人口減少に反比例し救急出動件数は増加傾向にあります。更に、この管内にあっては、管外病院へ救急搬送の占める割合が非常に多いことから、医療機関への収容時間が延びてきているところです。

加えて、復興住宅の整備により一時的に人口増加となり、救急出動件数の増加に拍車をかけているところです。

平成 30 年度は、救急車 1 台の配置となりますが、早急に 1 台の増隊（令和元年度）で計画を進めています。

消防組合管内の地域的な位置付けを考慮し、西分署同様に基幹分署として整備し、車両配置及び配置人員の再検討を実施し庁舎建設と平行して進めていくものとします。

オ 北分署

現在位置：伊達市梁川町希望ヶ丘 97 番地 1

建築年：2003 年 3 月（平成 15 年 3 月）

延床面積：560.59 m²

構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建

整備指針：北分署については、2003 年 3 月（平成 15 年 3 月）に竣工し、まもなく 15 年目を迎えることから、2017 年度（平成 29 年度）に空調設備の取替工事及び屋上シート防水工事を施しました。

今後は、20 年ごとの大規模改修工事を計画に組み入れ長寿命化を図って参ります。

配置車両 水槽付消防ポンプ自動車

高規格救急自動車・広報自動車（必要当務人員 4 名）



今後、社会情勢に合わせ、車両配置及び人員の配置を含めた見直しの検証を必要とする。

・・・・・・【まとめ】・・・・・・

第 1 部で述べたように、現在保有している関係施設のすべてを更新する為には、様々な課題が見えてきたところでもあります。発足時 9 町から始まり、市町村合併により 1 町が他の市と合併、同時に 1 市 3 町の消防組合へと情勢が変化し、更には、社会情勢の変化に加え、東日本大震災以降は人口減少に歯止めがかからず、長期にわたる見通しを立てることが、極めて困難となることが見えてきたところでもあります。

しかし、核家族化が進み世帯数は増加し続け、中山間地帯に高齢者が集中する等、今後の対応が問われてきております。今後、東北中央自動車道（相馬・福島道路）の整備と、基幹道路の変革に合わせ、対応するかが早急に求められてきているところでもあります。

これらの社会情勢を踏まえて、老朽化及び耐震化に対応するため、中央消防署東分署・西分署・南分署の改築等の計画が早急に進められているところではありますが、車両を含めた資機材や消防職員の配置等を含めた検討を十分に重ね、今後、署所の統廃合を含めた、規模の拡大縮小を検証しながら、住民が安心して暮らせる常備消防の配置を進めていかなければなりません。

以上のことから、対費用効果を考え長寿命化を図りながら、関係機関と協議し、30 年先を見すえた統廃合・移転整備を検討していくこととします。

2 消防車両

(1) 基本的な考え方

消防活動には様々な車両が必要となりますが、このうち住民の生命保護に直結する活動を行う上で、最も基本となるのが、消防ポンプ自動車と救急自動車です。

当消防組合では、現在すべての消防署（分署）に消防ポンプ自動車と救急自動車を配備しています。

これらの車両は、火災、救急、救助といった災害対応において、初動から迅速な消防活動を支えるもので、今後もすべての消防署（分署）に配備することを基本として考えております。

特に近年、人口減少に加え核家族化や高齢化社会のため救急需要が増加し、救急自動車は非常に重要な役割を担っております。

このほか、大規模災害や特殊災害の発生も懸念されており、これらに対応できる特殊車両も順次、更新・整備していく必要があります。

これらのことから、本計画期間内における消防車両の更新・整備に当たっては、以下の2項目を基本的な考え方とします。

【消防車両の更新・整備に当たっての基本的な考え方】

- すべての署所に消防ポンプ自動車と救急自動車を配備することを基本とします。
- 消防需要に応じて必要な水準の消防車両を配備し、適切な維持管理を行いながら供用期間中の確実な正常稼働を図るとともに、予防保全の考え方にに基づき、適切な時期に更新整備を行います。

なお、本計画において示す使用期間の基準は、従来の使用状況や耐久性能に基づいたものであり、具体的な更新整備の時期については、その時々々の消防需要や車両の状況を踏まえ、消防組合の整備計画の中で検討するものとします。

消防車両の整備計画については、5年毎に見直しを図り、更新時期等の検討、適正な配置に努めていきます。



(2) 施設別計画

ア 消防ポンプ自動車（化学車及び水槽付を含む。）

原則として、すべての消防署（分署）に配備し、使用期間・基本更新を15年とし・総点検後18年更新を可能とします。



消防ポンプ自動車のうち、予備車の更新について、現在のところ位置づけされておりましたが、最長18年更新としたことにより、配置換えの困難さが見えてきています。

今後、署所の縮小や統廃合などの検証に合わせ、配置車両に変更が生じる場合、予備車の仕様や規格・資機材の整備を含め、予備車の位置付けを検証する必要があります。

また、車両本体については、法定点検を含め、寒冷地のため夏・冬タイヤの振替等計画的に実施しています。

水槽付消防ポンプ車のCAFS装置については、毎年保守点検を実施し、維持管理に努めています。

東分署を除く全署所にCAFS装置のついた水槽付消防ポンプ自動車を配置しています。今後は、CAFS装置について、CD-I型へのCAFS装置搭載等を含めた警防戦術の検証を実施し、CAFS装置の必要性を判断していくものとします。



イ 救急自動車

原則として、すべての消防署（分署）に配備し、使用期間については10年毎又は走行距離20万キロ超過を目安に更新をします。

西分署に於いては、基幹道路である国道4号線及び高速道路を抱えていますが、今後、相馬・福島道路の全線開通を迎え、地域全体が大きく変革することが予想されます。

また、南分署に於いては、管轄区域が広範囲であることに加え、避難指示区域の解除後から核家族化が進み、高齢者の孤立が急速に進みました。これにより、地域医療体制の補助として、救急自動車の必要性が見えてきています。

以上のように、住民からは救急業務に対する需要が一層高まりつつあることから、装備資機材を最大限に活用し対応することとなります。

よって、中央消防署・西分署・南分署には、それぞれに救急自動車を2台配置し、それに加え、適正な消防職員の配置と、人材育成を計画的に進めていく必要があると考えています。



車両については法定点検を実施するとともに、夏・冬タイヤの振替を実施し、特に冬期間凍結時にはネットチェーン装着し、維持管理に合わせ安全対策についても平行して進めていきます。

救急車内の装備資機材については、直接人命に係る医療資機材のため、日常的に管理をする一方、除細動器等については、保守点検を業務委託する等、細部にわたり維持管理に努めてまいります。

現在、高規格救急自動車を8台稼働に向け整備をしているところでありますが、今後、救急需要の動向を見極め、個別施設計画を進めていくことといたします。

ウ 救助工作車（Ⅱ型）

使用期間15年毎に更新をします。



車両については法定点検を実施し、工作車に装備されているクレーンは年次点検整備を実施し維持管理に努めています。ロープ等の消耗頻度の高いものについては日常点検により随時交換を実施しているところです。

また、寒冷地のため、夏・冬タイヤ振替を行い対応し、特殊な救助資機材を積載していることから、的確に更新計画をたて、車両の更新時期に合わせた整備をする必要があります。

緊急消防援助隊登録車両でもあり、大災害に出動した場合、自署管内における救助事案に対応できるよう、隣接消防との連携や補助的な救助資機材整備し、引続き対応していくところです。

エ 広報連絡車等

使用期間20年毎に更新をします。



広報連絡車（査察車・広報車）



資機材搬送車



人員資機材搬送車（支援車）



指揮兼照明車（指揮車）

※広報連絡車、資機材搬送車、人員資機材搬送車、指揮兼照明車

これらの車両については、20年更新の計画となりますが、特殊車両のため代替の調整は難しい車両であることから、法定点検を始め維持管理が重要となります。よって、15年目には総点検を実施し、更新を含めた検証を進めながら、個別施設計画に組み込むものとしたします。

また、人員資機材搬送車については、原子力災害避難指示区域消防活動交付金により整備したものであります。避難指示区域の解除後も、それらに係る対応用に配置整備した車両となることから、更新を含めた配置には更に慎重に進めていく必要があります。

オ はしご付消防自動車（はしご車）・小型動力ポンプ付水槽車（水槽車）

使用期間 22 年以上を目安に更新します。

はしご付消防自動車 2011 年式（平成 23 年式）は、購入後 7 年、その後 5 年ごとのオーバーホールが法令で義務付けられている。そのため、2018 年（平成 30 年）、2023 年（令和 5 年）、2028 年（令和 10 年）のオーバーホール、22 年目となる 2032 年（令和 14 年）の更新を計画に組み込みました。



車両の法定点検を実施に加え、梯子車の梯体年次点検を実施し維持管理に努めています。オーバーホールの義務付け等により、計画的な整備及び更新計画が求められています。今後、管内の高層建築物建設等の状況に基づき整備していくものとします。



水槽車については、原子力災害避難指示区域消防活動交付金より補助を受け、管内の避難指示区域の水利、消防団員等の活動補助のために配置した車両であります。

現在、避難指示区域は解除となりましたが、復旧復興を進めている途中であることから、現時点での消防団員不足に対応するため、南分署に、それらの区域の初動体制の強化を図るため引続き配置し対応するものといたします。

その他、管内における特異火災における水利確保のため、特命出動により対応しています。

3 通信指令施設

(1) 基本的な考え方

高機能消防指令センターは、119番通報の受信から災害の収束に至るまで、その消防活動が、迅速かつ的確に行われるよう、一元的に管理するためのシステムです。

最新鋭のコンピューターと通信機器により構築され、24時間、365日弛まず稼働しています。

また、消防救急デジタル無線は、消防救急活動時に、指令センターと消防隊、及び救急隊を結ぶもので、災害に強い無線通信システムであり、消防救急活動に欠かせないのとなっています。

これらの設備における突発的な障害や修繕は、消防機能停止に直結することから、重大な障害リスクは、事前に対策を構築し取り除いておかなければなりません。そのためには、日頃の保守点検に加え、耐用年数等により劣化の状況を予測し、適切な時期に部分更新やバージョンアップを行う「予防保全」の考え方を徹底する必要があります。予防保全の徹底により、消防サービスを、いかなる時でも確実に提供できるよう取り組んでいきます。

なお、具体的な更新整備の時期については、今後、部分更新を迎えることとなりますが、消防庁からの通知による、消防広域化並びに連携・協力については、県と各消防本部と協議を重ねているところではありますが、当消防組合が示す広域、連携及び協力には至らず、しばらくの間、協議を要することが予想されます。したがって、最も望ましいとされる消防指令センターを構築するには、消防組合の身の丈にあった施設整備を図りながら、同規模の消防本部等の整備状況を様々な角度から比較し、慎重に整備計画の中で検討するものとします。

(2) 施設別計画

・高機能消防指令センター

消防防災施設整備費補助金交付要綱においては、地理的事情、市町村の人口規模、都市構造等を勘案して離島型、Ⅱ型、Ⅲ型の3つに区分され、装置別の数量の基準が示されています。人口規模については、Ⅱ型は原則として10万人以上40万人未満、Ⅲ型はおおむね40万人以上が目安とされています。

消防本部・中央消防署の移転新築に併せ、高機能消防指令センター（Ⅱ型）を消防本部内に整備しております。その後の更新については、前述したとおり適切な時期にコンピューター系装置の部分更新やバージョンアップ、そして全面更新を実施します。

・消防救急デジタル無線設備

当消防組合のデジタル無線基地局は、消防本部、屏風山、東福沢及び山木屋の4箇所に設置されています。

電波法関係審査基準の改正により従来のアナログ無線の使用期限が2016年5月（平成28年5月）とされ、当消防組合では、2014年度（平成26年度）から2015年度（平成27年度）までの2箇年度で消防救急デジタル無線整備事業を行い、2016年4月（平成28年4月）から運用を開始しました。

(3) 消防救急デジタル無線設備の今後の更新予定

・4箇所の基地局については、鋼管柱及びトラス式の通信鉄塔であり、これらを維持する上で定期的な補修が必要となってくるため、30年ごとの塗装工事等を計画に組み込みました。



消防本部無線基地局



屏風山無線基地局



東福沢無線基地局



山木屋無線基地局

【参考】通信指令施設等の耐用年数

【参考】通信指令施設等の耐用年数

装置名称		耐用年数	備考
指令装置		9	指令電装装置
	指令台		
	自動出動指定装置		
	地図等検索装置		
	長時間録音装置		
	非常用指令設備		
	指令制御装置		
	署所端末装置		
支援情報表示装置		5	
表示盤		5	ディスプレイ式は5年、機械式は9年
無線統制台		9	
指令電装装置		9	
	指令情報送信装置		
	指令情報出力装置		
気象観測装置		9	
災害状況等自動案内装置		5	
順次指令装置		5	
音声合成装置		5	
システム監視装置		5	
出動車両運用管理装置（アンテナ）		10	
出動車両運用管理装置		9	
	管理装置		
	車載端末装置		
	車外設定端末装置		
電源設備		6	
	直流電源装置（指令台）		
	直流電源装置（無線用）		
	無停電電源装置		
位置情報サーバー（統合型）		5	
電話交換設備		6	
監視カメラ		5	
119FAX受信装置		5	
無線回線制御装置		9	
管理監視制御卓		9	
基地局無線装置		9	
空中線共用器		9	
車載型無線装置		9	
携帯型無線装置		9	
卓上型固定移動無線装置		9	
可搬型無線装置		9	
卓上型受令機		9	
署活系無線機		9	

出典：総務省所管補助金等交付規則 財産処分制限年数

4 非常用電源

整備指針においては、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置するものとされています。

災害による停電時において、確実に非常用電源を可動させるためには、揺れや浸水時に備えた設置対策をするほか、燃料についても適切な稼働時間を確保するため備蓄をする必要があります。

一般に、要救助者の生存率は、災害発生後「72時間」を過ぎると大きく低下すると言われています。この時間帯に消防施設の機能が低下することは致命的となるおそれがあり、国の示す人命救助の観点から、重要な「72時間」の電源確保は、外部からの供給なしで非常用電源を可動とする措置が求められているところです。

また、停電が長期化する場合も考えられることから、燃料販売事業者との協定締結などを含め、1週間程度は災害対応に支障を来さないよう準備することも推奨しています。

これらのことから、今後、すべての消防署（分署）に非常用発電設備を設置することとし、新たに設置する非常用電源については、以下の性能を備えることを基本とします。

【非常用電源設備に関する基本性能】

- ・揺れや浸水に備えた設置方法であること。
- ・外部からの燃料供給なしで72時間稼働可能であること。
- ・非常用電源での業務継続が1週間程度可能であること。
- ・消防本部・中央消防署については、空調関係が非常電源対応となっていないことから、防災の拠点として今後どの様な方向性にするか、施設の更新時に検証するものとする。
- ・保守管理により点検整備を実施し、非常時に正常に作動するよう努めるものとする。

5 人員の配置

(1) 職員の定数について

当消防組合は、昭和46年桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町の7町により発足後、川俣町及び飯野町の加入により、9町総員106名体制からスタートしました。その後、平成18年合併により伊達市、桑折町、国見町、川俣町及び飯野町で構成され、平成20年7月飯野町が福島市と合併により本組合を脱退、同時に福島市から旧飯野町の消防業務委託を受け、従来どおりの本組合となったものです。その後、平成27年に福島市との消防業務委託解消となり、現在の1市3町（伊達市・桑折町・国見町・川俣町）の構成に至っております。

現在の定数は154名となります。

定数については、消防力の基準を基に、地域の実情を考慮し、これにより定めているところではありますが、今後の定数のあり方については、火災・救急・救助等の災害発生出動状況に加え、緊急消防援助隊等の広域応援、火災予防の指導、防災対策、更には、救命等に関する住民への啓発等、消防業務の範囲を検証し、慎重に定めているところです。

中でも、当消防組合の定数内には、福島県防災航空センターへ等の他団体への派遣要員、更には、消防組合事務、各種資格取得や救急救命士養成教育等の長期教育の研修要員等も含まれております。こうした状況から、慢性的な人員不足が生じているのが現状であります。

更に、これからは、女性の活躍する職場を整えるうえで、仕事と家庭（日頃の生活・出産・育児・介護等）のワークライフバランスを考慮した環境を整える必要があります。育児休暇等の長期休暇や、女性に限らず、職員の疾病等による休職に対する対応が緊急の課題となっているところです。

現在、団塊の世代の大量退職により、職員の若年層の割合が増え、組織編成に変革が生じています。現場活動時も、安全管理体制等に特段の注意を払っているところです。

その様な状況でも、住民の消防業務の需要は増え続け、特に救急業務については、住民と医療機関を結ぶ重要な役割を担っています。

そこで、定数を変えずに、定数外職員の明確化を図り、適正な人員を確保し、欠員の生じた部署へ様々な制度により配置し、住民サービス低下とにならないよう計画をしているところです。

近年の著しい人口減少や、厳しい財政状況等を考慮しながら、長期的な採用計画（伊達地方消防組合職員計画）を立て、年齢構成に偏りのないよう進めていくと同時に、救急救命士の養成等、職員に対する教育を更に強化し、組織的にレベルアップを図ることで、住民の期待に応えられるものと確信しております。

(2) 人材育成・人員配置

消防業務の上で、特に特殊技能を要する予防要員や特別救助隊員、及び救急隊員は、専従職員として従事するのが望ましいと考えています。しかし、当消防組合の場合は、全ての職員が兼務職員として従事していることから、人材育成は非常に重要であると考えております。

そこで、消防大学校での研修により幹部職員の育成を図りながら、県の消防学校研修等の派遣により、マルチ職員を育成し、個々のレベルアップを図り、各種業務や現場活動に対応しているところです。

したがって、現在の若年層の多い時代に、増加傾向にある救急需要と複雑多様化する災害に、どの様に対応できるかが、大きな課題となっているところです。

特に、通信指令センターの業務は、増加傾向にある119番通報の受信や各種情報収集、そして、伝達業務等、消防の中核であることから、ジョブローテーションにより職員を適正配置し対応していかなければなりません。

そこで、再任用職員の任用、定年延長が予想される中、長年消防に従事してきたノウハウを、若年層の職員に伝授し、マルチ職員を育成していくのも方策と考えているところです。

そこに並行して、今後は人口減少の推移を見極めつつ、社会情勢に照し合せ、更には、構成市町と十分な協議を重ね、地域住民のサービス低下とならないよう、将来に向けた強固な組織を確立していく必要があります。

将来、定数の見直しや、組織の機構改革、更には、消防の広域化を含め、最も重要な時期が来ることが予想されます。どの様な状況においても、必要最小限の人員と財源を有効に活用し、最大限の効果を発揮できるよう、確立した組織の中で、職員ひとりひとりが自覚し、住民の安全・安心を確保してまいります。